

監査公表第9号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年11月15日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査結果の措置対象

会計課

監査結果報告年月日

令和4年7月26日

監査結果に対する措置通知年月日

令和4年10月26日

講じた措置等の内容

【会計課】

《指摘事項1》

回議用紙・供覧カード等について、文書番号の記入漏れをはじめ、未記入箇所が散見された。課内共通の認識をもって、漏れが無いよう作成されたい。

《是正措置内容》

指摘のあった記入漏れ等の箇所を是正し、課内共通認識の下、記載に不備がないよう適切に事務を行います。

《意見1》

課内の職員は限られた人数であるが、常に異動があることを認識の上、職員の研修や育成を念頭に置いて、計画的な事務執行に当たられたい。また、休暇についても計画的な取得に努められたい。

《措置内容》

課員に異動があることを踏まえて、職員の育成・能力開発は、職員個々の状況を把握しながら職場研修（OJT）として行うことを中心に、計画的な事務執行に当たります。また、休暇についても計画的な取得に努めていきます。

《意見2》

内部統制に基づく業務手順書の作成については、再度見直しを行い、漏れている業務に係る手順書を整備し、見直しの経過については日付管理をされたい。特に、条例や規則、要綱などが改正された場合には必ず見直しを行い、必要に応じて新たな手順書の整備を行われたい。

《措置内容》

従前より作成した業務手順書について、漏れている業務に係る手順書を整備しました。また、見直し経過の分かる日付及び関連法令の改正による手順書の見直しの要否を確認しました。今後においても手順書の見直し等対応を行うとともに、必要に応じて新たな手順書の整備を行っていきます。